

「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」

(1) 生活の再建

医療保険制度等における一部負担や保険料の減免措置	医療保険者への財政支援	○ 令和2年7月豪雨による災害救助法の適用市町村に住所を有する国保・後期高齢者医療の被保険者について、医療保険の窓口負担(一部負担金)及び保険料(税)減免を実施した医療保険者に対して財政支援をすることにより、医療保険事業の円滑・適正な運営を確保する。
	介護保険利用料・保険料減免に対する財政支援	○ 令和2年7月豪雨による災害救助法の適用対象市町村の介護保険の被保険者で、当該災害により著しい損害を受けた者について、市町村が介護保険料や介護サービスの利用料を減免した場合、減免により当該市町村の介護保険財政に負担が生じるため、発生した財政負担に対して、国が財政支援を行う。
	被災地域における障害福祉サービス等の利用負担免除の特別措置	○ 市町村等が障害福祉サービス等に係る利用者負担につき災害免除を行った場合は、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。
	利用者負担の減免(児童入所施設等)	○ 令和2年7月豪雨の被災者に対し都道府県等が児童入所施設等の利用者負担の減免を行った場合において、都道府県等の負担を軽減することを目的に、都道府県等に対して減免に要する費用の補助を行う。
被災者の相談支援	被災者見守り・相談支援事業	○ 仮設住宅に入居する被災者等がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや日常生活上の相談支援、住民同士の交流の機会の提供等を行う。
	被災高齢者等把握事業	○ 令和2年7月豪雨で被災した在宅高齢者等について、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、個別訪問による現状把握を実施し、必要に応じ関係支援機関へつなぐとともに専門的な生活支援に係る助言を行う。
	被災地心のケア事業	○ 被災地においては多数の人的・物的被害が発生しており、今後の災害復興期においては、PTSDや生活再建プロセスで生じる二次的ストレスを起因とした心身の変調が生じる被災者の増加が見込まれることから、精神保健福祉センターにおいて心のケアの専門家(保健師、精神保健福祉士、公認心理師等)を雇用し、市町村等が行う被災者への精神保健相談等の支援を行うことで被災地の精神保健福祉の強化を図る。
	被災した妊産婦や乳幼児等の心身の健康等への支援	○ 今回の豪雨災害により被災した妊産婦及び乳幼児等に対して、保健師や助産師等による心身の健康等に関する相談支援や、乳幼児健診等の母子保健事業を行う体制の確保等を行う。
感染症防止	感染症予防事業	○ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて行う感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な措置を講じる事業(消毒、害虫駆除等)について、都道府県、政令市、特別区及び市町村に対して経費の一部を負担するもの。
被災者向けの特別の金融支援等	生活福祉資金貸付の災害時特例措置の実施	○ 都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付の貸付対象を低所得世帯等から被災世帯まで拡大するとともに貸付要件の緩和を行うなどの災害時特例措置を講じる。
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者等に対し、子どもが高等学校等に進学する際の資金等の貸付けを行っている。 ○ 被災による当該貸付けの増加及び激甚災害の指定地域の自治体に対する国庫貸付の増加(貸付率の嵩上げ(2/3⇒3/4))に伴い発生する費用に対応するもの。

「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」

(2) 生業の再建

中小・小規模事業者の支援等	株式会社日本政策金融公庫出資金	○ 令和2年梅雨前線豪雨等の災害により被害を受けた生活衛生関係事業者の経営の安定等をはかるため、株式会社日本政策金融公庫が行う生活衛生資金融資に要する資金に充てるための同公庫に対する出資に要する経費を支出する。
	(独) 福祉医療機構における災害復旧資金貸付の拡充	○ 被災した社会福祉施設及び医療関係施設等の早期復旧を支援するため、既往貸付に係る返済猶予期間の延長措置や水害からの復旧のための災害復旧資金の拡充を図る。
被災地域の特別の雇用対策	雇用調整助成金（労働特会）	○ 今般の災害に係る雇用調整助成金の支給要件の緩和や助成率の引上げを行う特例措置を講ずる。
	雇用保険の基本手当の特例（労働特会）	○ 事業所が災害により休止・廃止したことにより、労働者が休業して賃金を受けることができない場合に雇用保険の基本手当を支給する等

(3) 災害応急復旧等

災害復旧事業の迅速化	施設復旧 (水道施設、医療施設、保健衛生施設等、高齢者福祉施設、障害者施設等、児童福祉施設等)	○ 災害により被害を受けた水道施設、医療施設、社会福祉施設等の原形復旧等に要する事業費の一部を補助する。 ○ 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱に基づき被災自治体からの協議を受付中(7月7日から)。 ○ 災害復旧に係る補助金等の医療施設等向けの説明会開催を今後検討。
水害対策の強化	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	○ 千寿園における被害を踏まえ、新たに介護施設等(広域型を含む)における水害対策の支援メニューを創設する。
	障害者施設等施設整備事業	○ 千寿園における被害を踏まえ、障害者施設等に対し、水害対策に要する施設整備の費用の一部を補助する。
	児童福祉施設等施設整備事業	○ 千寿園における被害を踏まえ、乳児等が利用する児童福祉施設等に対し、水害対策に要する施設整備の費用の一部を補助する。

令和2年7月豪雨の医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に係る特別対策について

○ 災害救助法が適用された市町村に係る各保険者に対し要請の上、意向を聴取し、希望する保険者については、令和元年台風19号類似の以下の対応を実施。

1) 医療機関等(介護サービス事業所等を含む。)の窓口で、住宅全半壊・床上浸水等の被災をしていると申告した医療・介護の被保険者については、一部負担金・利用料の支払いを猶予する

※ 保険者の判断により、猶予された者について、一部負担金・利用料の免除をすることができる

2) その場合、医療機関等から保険者に10割請求をする

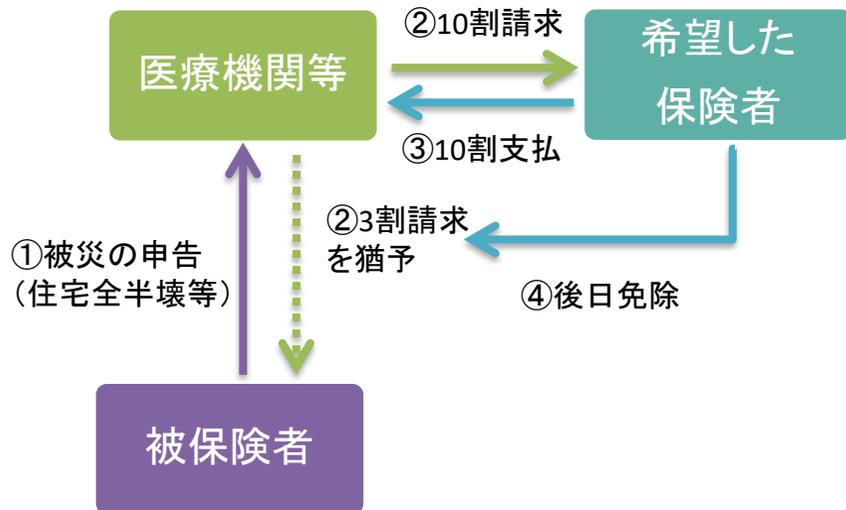
3) 保険者は後日免除を行い、10割を医療機関等に支払う

※ 上記対応については、国においても、リーフレット等により避難所、医療機関等に積極的に周知する。

<留意事項>

- ① 免除できるのは一部負担金・利用料のみであり、食費等の自己負担分については窓口で徴収
- ② 免除する対象者は、支援の必要性を考慮し、以下の者とする
 - 1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者
 - 2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
 - 3) 主たる生計維持者の行方が不明である者
 - 4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
 - 5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者※ 通常の免除基準では収入・資産要件もあるが、今回その要件に限らずできることとする。
※ この措置に基づき免除した自治体の負担分(介護保険は1号保険料相当分)については特別調整交付金による財政支援の対象となる。
- ③ 行政機能が低下している市町村に限らず、災害救助法が適用される全市町村に対して照会(判断が間に合わない市町村については随時追加)
- ④ 県外の医療機関等も対象に、当面、令和2年10月診療分・サービス分まで実施する予定

<イメージ>



被災地域における障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置

障害者総合支援法等における障害福祉サービス等に係る利用者負担額については、都道府県又は市町村の判断で、災害その他の事情により、利用者が負担することが困難であると認められた場合には、現行法においてその利用者負担額を減免することができる。

障害者総合支援法においては、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、都道府県、市町村がそれぞれ負担することになっているが、今回の災害の被害が甚大であることから、市町村等が利用者負担額を免除した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

1 事業内容

都道府県又は市町村において、障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく以下のサービスに係る利用者負担の免除を行った場合に補助を行う。

【介護給付費・訓練等給付費・補装具費・障害児入所給付費・障害児通所給付費等・障害児入所措置費やむを得ない事由による措置費】

2. 対象利用者

令和2年7月豪雨における災害救助法適用地域の利用者

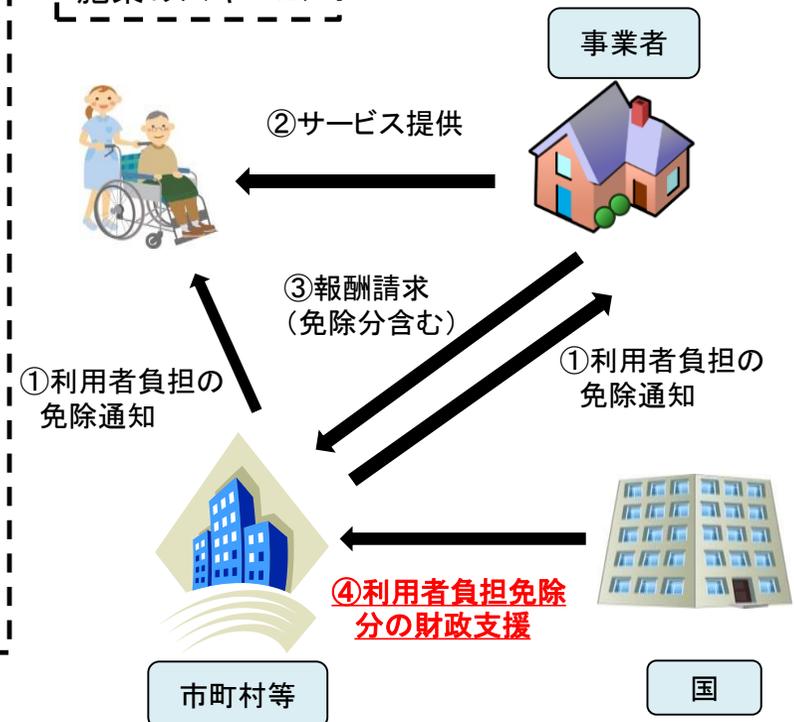
3. 実施主体(補助先)

上記2の対象者に対し利用者負担免除を実施する都道府県又は市町村

4. 補助率

国(10/10)

施策のスキーム



被災した児童入所施設等の入所児童等に係る利用者負担減免に対する財政支援

1. 概要

児童入所施設等へ入所措置等が行われた児童の保護者等が災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合には、都道府県等の判断により利用者負担額の減免を行っているところであるが、これによる都道府県等の負担を軽減するため、令和2年7月豪雨の被災者に対して都道府県等が利用者負担額の減免を実施した場合の減免相当額について、本事業により補助を行う。

2. 計上事由

令和2年7月豪雨からの復興を支援するため、児童入所施設等の入所者等に係る経済的負担を軽減する必要がある。

3. 減免対象者

令和2年7月豪雨により被災した者

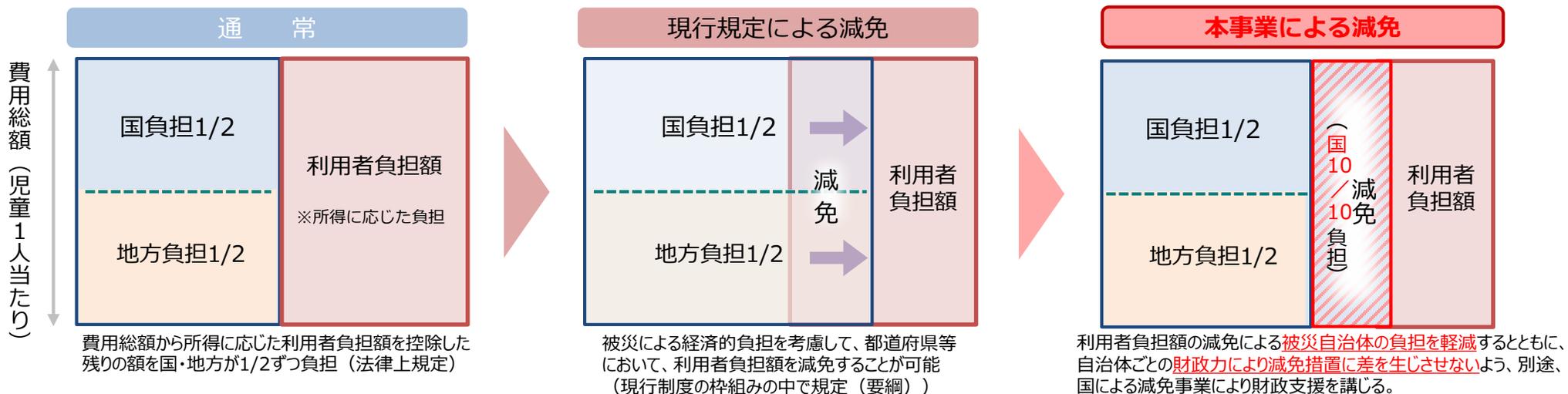
4. 実施主体

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村（本事業の対象者が居住する地方自治体に限る。）

5. 補助率

定額（10/10相当）

＜事業イメージ＞



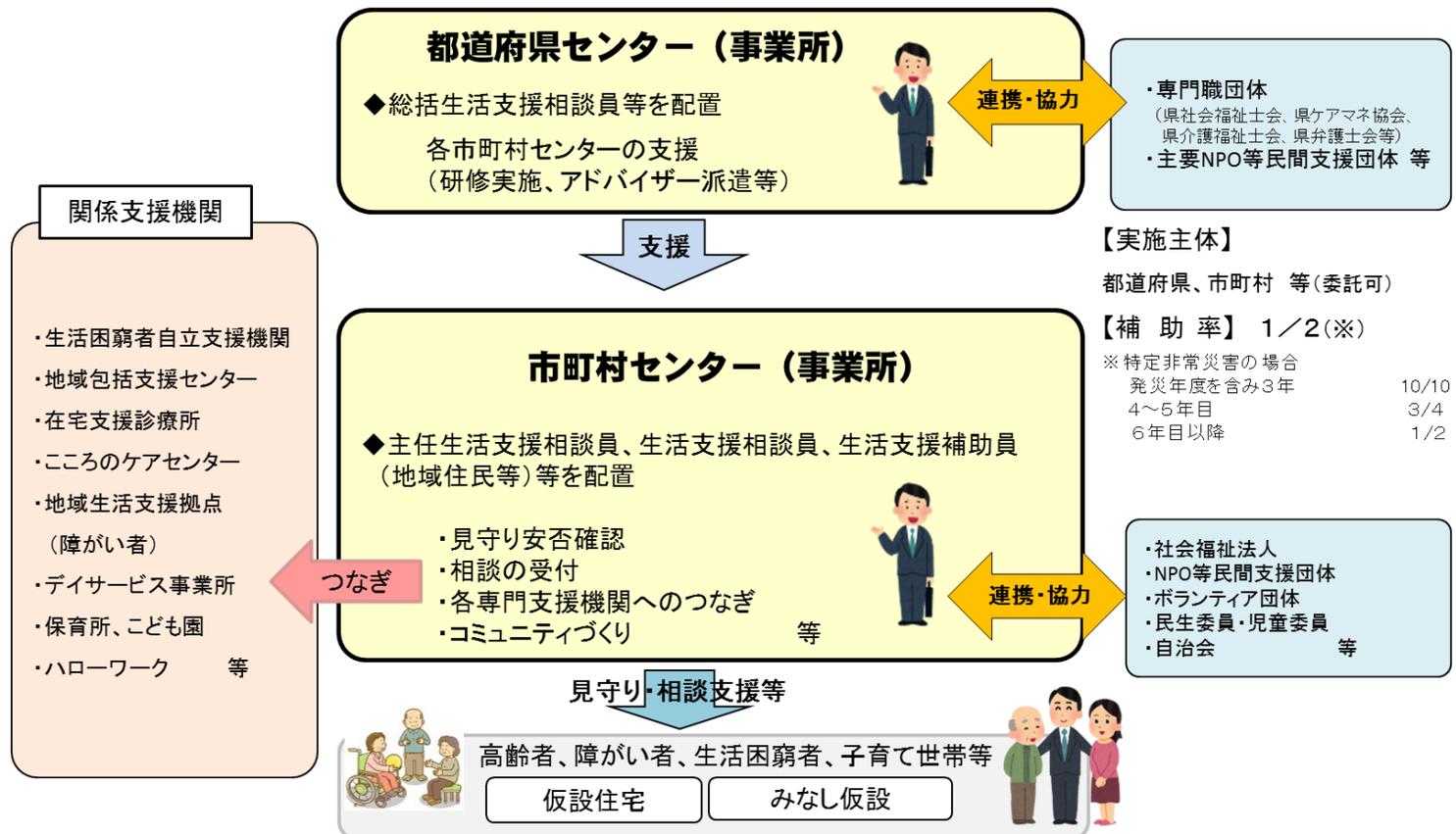
被災者見守り・相談支援事業

【要旨】

- 仮設住宅に入居する被災者等がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや日常生活上の相談支援、住民同士の交流の機会の提供等を行う。

【事業内容】

社会福祉協議会等に生活支援相談員を配置し、見守り安否確認、相談支援、各専門支援機関へのつなぎ等を行う。



被災高齢者等の把握事業

事業内容

令和2年7月豪雨で被災した在宅高齢者等について、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、個別訪問による現状把握を実施し、必要に応じ関係支援機関へつなぐとともに専門的な生活支援に係る助言を行う。

※ 被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対し、支援の届かない被災者をつくらないことを目的として、災害の発生より概ね3か月以内の間で集中的に行う事業。（それ以降は既存の一般施策活用することを想定。）

○実施主体： 災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村
※民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）へ委託可

○補助率： ①特定非常災害の指定がある場合 10 / 10
②上記以外の場合 1 / 2

被災地心のケア事業

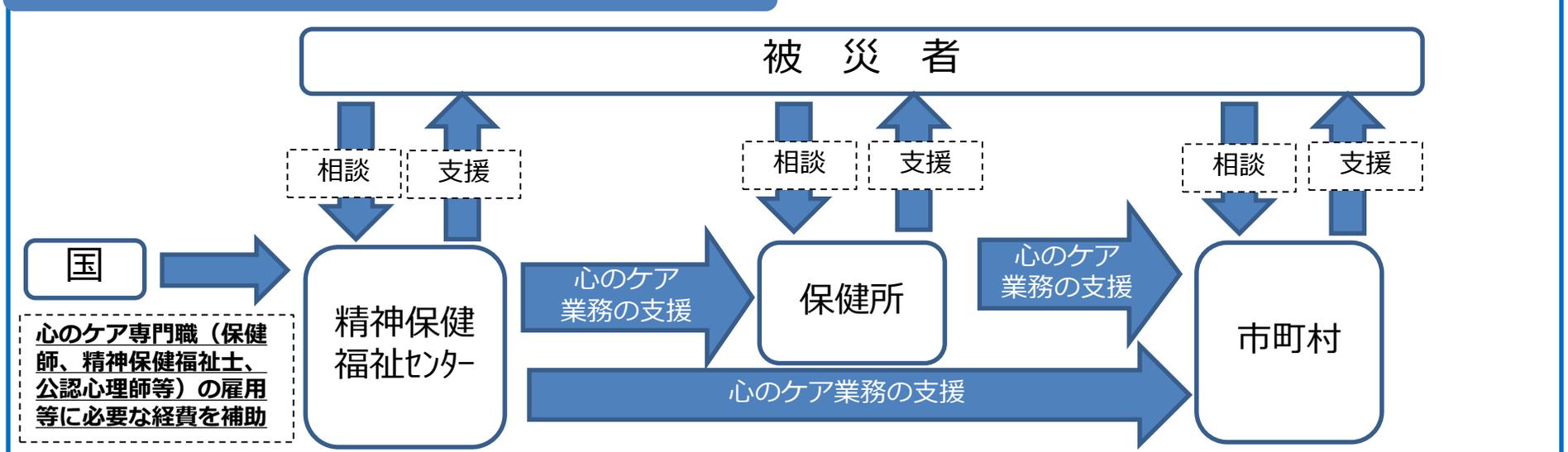
概要

令和2年7月の豪雨により、被災地においては多数の人的・物的被害が発生しており、今後の災害復興期においては、PTSDや生活再建プロセスで生じる二次的ストレスを起因とした心身の変調が生じる被災者の増加が見込まれることから、精神保健福祉センターにおいて心のケアの専門家（保健師、精神保健福祉士、公認心理師等）を雇用し、市町村等が行う被災者への精神保健相談等の支援を行うことで被災地の精神保健福祉の強化を図る。

【実施主体】 熊本県、大分県

【補助率】 10 / 10

被災地の心のケア支援 イメージ



被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

○ 事業目的

被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保

○ 対象者

災害により被災した妊産婦及び乳幼児等

○ 事業内容

①相談支援等事業

被災した妊産婦・乳幼児等に対して、保健師や助産師等による心身の健康に関する相談支援や乳幼児健診等の母子保健事業の体制確保に要する経費について補助を行う。

②保健師等に対する研修の実施

乳幼児健診等において継続的に妊産婦及び乳幼児等の心身の状況を把握し、特に支援が必要な場合は医療機関等の専門機関へつなぐことができるよう、保健師等に対する研修を実施する。

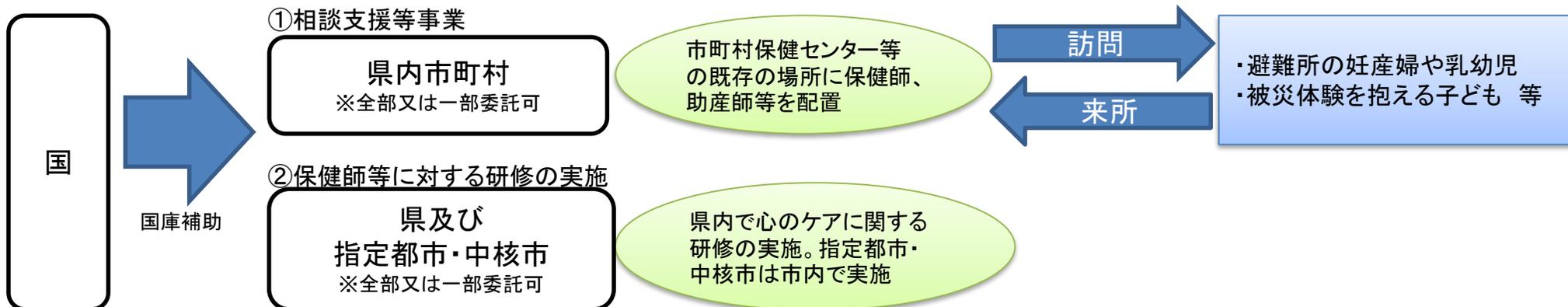
○ 実施主体 ※①②ともに事業の全部又は一部を委託可

①令和2年7月豪雨により被害を受けた県内の市町村

②令和2年7月豪雨により被害を受けた県及び同県内の指定都市、中核市

○ 補助率

補助率:3/4



生活福祉資金貸付の災害時特例措置の実施

【要旨】

- 被災された方の生活を支援するため、生活福祉資金貸付に災害時特例を設け、生活費等の必要な貸付を行う。

【事業内容】

都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付の貸付対象を低所得世帯等から被災世帯まで拡大するとともに貸付要件の緩和を行う(※)などの災害時特例措置を講じる。

※ 貸付上限額を10万円以内から特別な場合には20万円以内へ引き上げ、据置期間を1年以内、償還期限を2年以内にそれぞれ延長等。

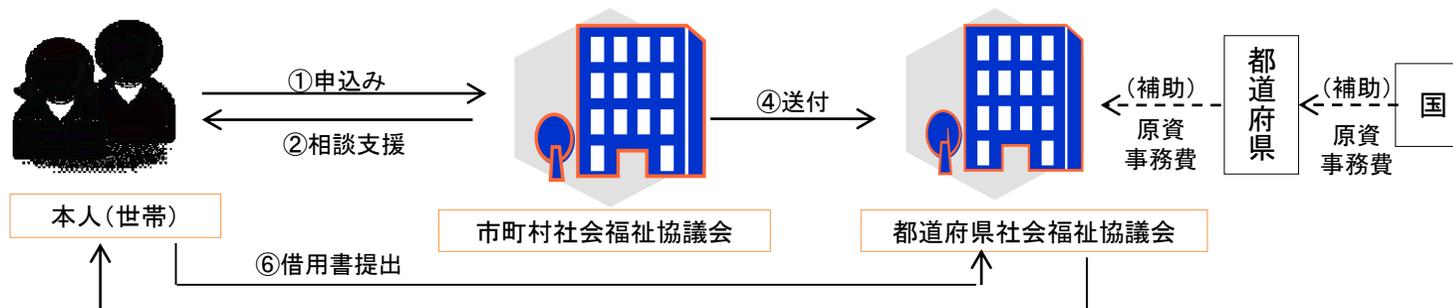
【実施主体】

都道府県社会福祉協議会

【補助率】

- (既存予算で対応)

【事業スキーム】



母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

貸付金の種類

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

貸付条件等

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3

※激甚法の規定により負担割合を国3/4に高上げ

貸付実績《平成30年度》

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| ① 母子福祉資金：169億7,932万円（29,729件） | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
| ② 父子福祉資金：7億7,412万円（1,481件） | |
| ③ 寡婦福祉資金：2億9,955万円（460件） | |

(独)福祉医療機構における災害復旧資金貸付の拡充

【要旨】

- 被災した社会福祉施設及び医療関係施設等の早期復旧を支援するため、既往貸付に係る返済猶予期間の延長措置や水害からの復旧のための災害復旧資金の拡充を図る。

【事業内容】

- 社会福祉施設及び医療関係施設等が災害による被害を受けた場合には、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資(「災害復旧資金」)を行っているが、当該施設の更なる早期復旧を支援するため、現行の災害復旧資金から融資率を引き上げる等の更なる特例措置を講じる。

設置・整備資金 建築資金	災害復旧資金		災害復旧資金特例措置(激甚災害時)	
	福祉貸付	医療貸付	福祉貸付	医療貸付
対象施設	社会福祉施設等	医療関係施設等	社会福祉施設等	医療関係施設等
融資率	90%		100%	
貸付利率	無利子	基準金利同率	無利子	≪当初3年間≫ 7.2億円まで無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.9% ≪4年目以降≫ 基準金利同率
償還期間(据置期間)	最長30年(最長3年)		最長39年(最長3年)*	
無担保貸付	500万円まで		3,000万円まで	
融資限度額	担保評価額70%	最大14.4億円	担保評価額を上限	
既往貸付に係る返済猶予期間	最長6か月		最長3年6か月	

※ 償還期間39年以内とできるのは、災害以前から施設等を経営するための債務(民間の金融機関からの借入金を含む)を有し、災害により施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している場合に限る(二重債務)。

【実施主体・スキーム】

- 実施主体:(独)福祉医療機構

(独)福祉医療機構

融 資

貸付条件の更なる優遇(融資率の引き上げ等)を行うことで、早期復旧を支援



社会福祉・医療施設

水道施設の災害復旧事業

(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金)

事業内容

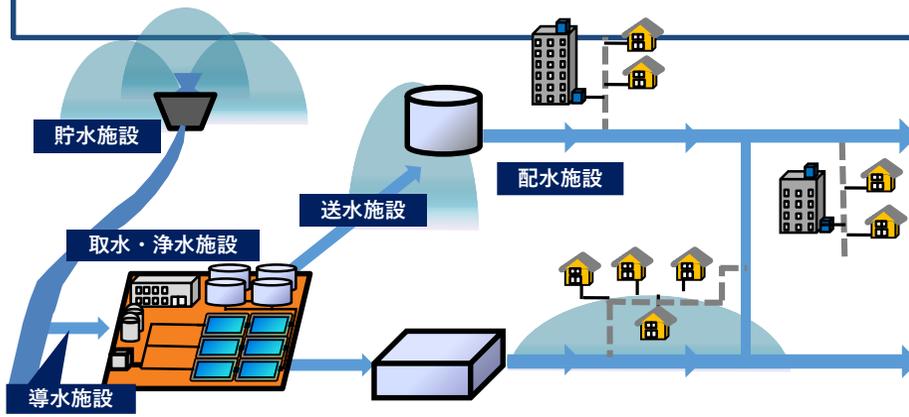
災害により被害を受けた水道施設の原形復旧や、応急的に施設の設置に要する事業費の一部を補助する。

補助率等

補助率：1 / 2
(特例 2 / 3) ……災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に規定する激甚災害として指定された場合 等

対象となる事業：復旧費の額が①及び②を超える事業

	実施主体	①	②
上水道事業 水道用水供給事業	県	720万円	現在給水人口×130円 ※水道用水供給事業には適用されない
	市	190万円	
	町村	100万円	
簡易水道事業	市	100万円	現在給水人口×110円
	町村	50万円	



▼水道管を添架していた橋の落橋



提供：熊本県

▼水道施設の一部流出



提供：八代市

補助対象施設

地方公共団体（一部事務組合を含む。）が管理する水道事業等のための施設であって、次の施設に係る建物、建物以外の工作物、土地、土地造成施設及び設備

- 取水施設（井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設）
- 貯水施設（貯水池、その他貯水に必要な施設）
- 導水施設（導水管、専用道路、その他導水に必要な施設）
- 浄水施設（浄水池、沈殿池、ろ過池、滅菌室、ポンプ室、その他浄水に必要な施設）
- 送水施設（送水管、送水ポンプ、専用道路、その他送水に必要な施設）
- 配水施設（配水池、配水管、配水ポンプ、専用道路、その他配水に必要な施設）

医療施設等災害復旧費補助金について

事業内容

地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災したときは、被災した医療施設等の管理者がその原形復旧を行うことになるが、公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等の復旧事業について、国がその経費の一部を補助するもの。

交付対象施設

①医療機関

1) 公的医療機関

地方自治体、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会 等

2) 政策医療実施機関(公的医療機関除く)

救命救急センター、病院群輪番制病院、在宅当番医制診療所、へき地医療拠点病院 等

②医療関係者養成施設

看護師等養成所、救急救命士養成所 等

③上記以外

研修医のための研修施設、病院内保育所、看護師宿舎 等

補助率・対象経費

【通常の場合】	【激甚災害の場合】
○補助基準額 1) 公的医療機関: 上限額なし 2) 政策医療実施機関 ・救命救急センター 76,910万円 ・病院群輪番制病院 8,020万円 等	交付対象施設の基準額の上限が撤廃される(研修施設等一部例外あり)
○補助率 1/2	公的医療機関の補助率を2/3にかさ上げ
○対象経費 ・建物の工事費又は工事請負費(病棟(室)、受水槽、エレベータ 等) ・建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備(CT、MRI等)	1品あたり50万円を超える医療機器(歯科診療所の場合10万円を超えるもの)が対象となる
※ 復旧事業は1件につき80万円以上であること ※ 補助基準額、対象経費は交付対象施設により異なる	

保健衛生施設等災害復旧事業

災害により被害を受けた保健衛生施設等の復旧に要する費用の一部を補助し、保健衛生、公衆衛生等の確保を図る。

事業の内容

対象事業施設（実施主体）の例	通常補助率	激甚災害(※)
火葬場（市町村） 精神科病院(医療法人等) 等	1/2 1/3	2/3 1/2

(※) 激甚災害により被災した場合の補助率の嵩上げについては、関係省庁と協議の上実施。

社会福祉施設等災害復旧費補助金

1. 概要

令和2年7月豪雨により被害を受けた介護施設等に関し、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、介護施設等の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- ◇特別養護老人ホーム
- ◇老人短期入所施設
- ◇介護老人保健施設
- ◇養護老人ホーム
- ◇軽費老人ホーム
- ◇訪問看護ステーション
- ◇老人デイサービスセンター
- ◇認知症高齢者グループホーム
- 等

3. 補助対象経費

介護施設等の災害復旧事業に要する経費
(※災害復旧事業が1件につき80万円以上)

4. 実施主体・交付先

都道府県、指定都市、中核市
(以下「都道府県等」)

5. 補助率の引き上げ(令和2年7月豪雨)

- ◇ 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム(激甚災害法の対象)

国1/2、都道府県等1/4、事業者1/4 → 国2/3程度(注1)、都道府県等1/6程度(注1)、事業者1/6

注1 嵩上げ率は、自治体の税収と河川・道路、学校などを含めた災害復旧費事業の自治体負担額に応じて算定することから、「程度」と表記。

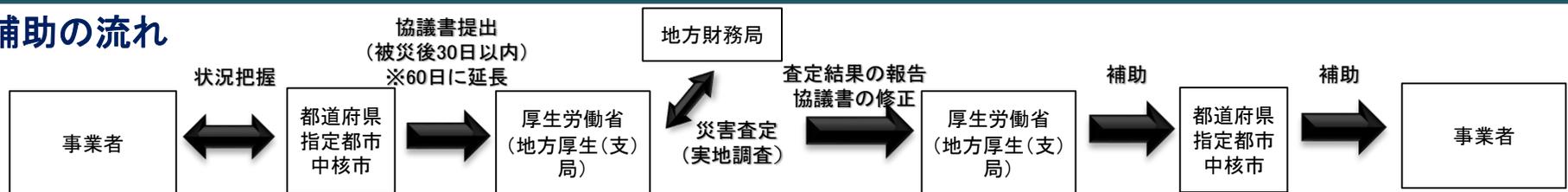
- ◇ 認知症高齢者グループホーム・介護老人保健施設等のその他施設(激甚災害法の対象外)(注2)

国1/2、都道府県等1/4、事業者1/4 → 国2/3、都道府県等1/6、事業者1/6

注2 阪神淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨・北海道胆振東部地震、令和元年台風19号等の際も、予算措置等により同様に対応。

※1 上記は、公立ではなく、社会福祉法人等の民間法人立施設の場合。 ※2 その他施設は種類によって補助率が異なる。

6. 補助の流れ



介護事業所・施設等の設備災害復旧 (社会福祉施設等設備災害復旧費補助金)

令和2年7月豪雨により被災した介護サービス事業者等に対し、事業再開に要する設備等の経費に対する国庫補助を行い、被災地で生活する要介護高齢者に対する介護サービスを確保する。

1. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
2. 補助率 定額補助
(介護保険サービス・施設ごとに定める額)
3. 補助対象 災害により被災した介護事業所・施設等を有する事業者
(対象となる事業所・施設等は右のとおり)
4. 補助対象となる経費の例
 - ・ 事業所の車輛(訪問、送迎、移送用)
 - ・ 事務用品、事務機器(パソコン、デスク、コピー機、キャビネットなど、事業所・施設事務に要するもの)
 - ・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
 - ・ その他事業再開に必要な初度経費

(対象となる介護保険サービス・施設)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター

【予算科目】

(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等設備災害復旧費補助金

障害者支援施設等の災害復旧(施設・設備等整備)事業

令和2年7月豪雨により被災した障害者支援施設等に関し、その速やかな復旧を図り、被災地における障害福祉サービス等の提供体制を確保する。

1. 事業概要

(1) 障害者施設等の災害復旧(施設整備)事業

被災した障害者施設等に対し、事業の復旧に要する施設整備の費用の一部を助成する。

(2) 障害者施設等の災害復旧(設備等整備)事業

被災した障害者施設等に対し、事業の復旧に要する備品・設備等の費用を助成する。

2. 負担割合

(1) 障害者施設等の災害復旧(施設整備)事業

国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 設置者1/4 (※1、※2)

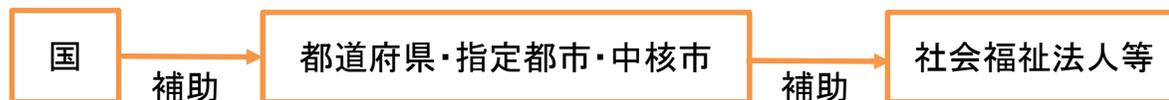
※1 激甚法対象施設(公立施設の一部、児童福祉施設)については、激甚法に基づいて補助率を嵩上げ。

※2 激甚法対象外の施設については、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)。

(2) 障害者施設等の災害復旧(設備等整備)事業

定額(10/10相当)

3. 補助の流れ



社会福祉施設等災害復旧費補助金（児童福祉施設等分）

社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（児童福祉施設等分）

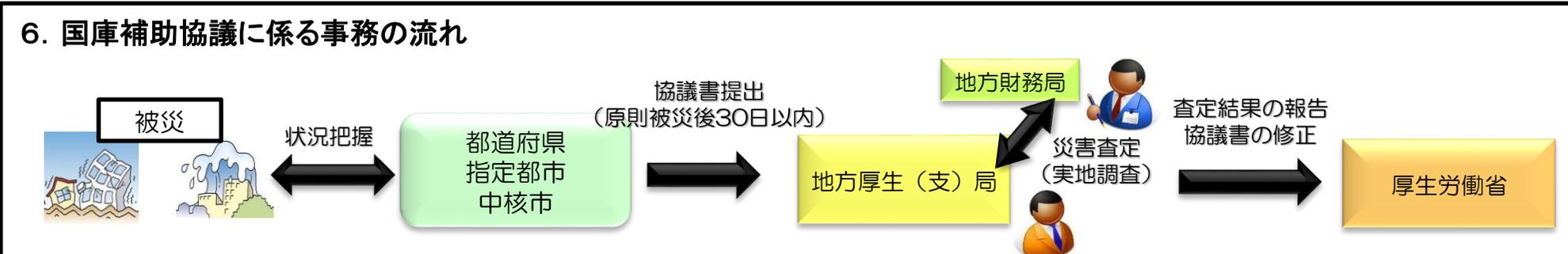
1. 概要
災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設
・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業所 ・事業所内保育事業所 ・母子生活支援施設 ・乳児院
・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童心理治療施設 ・婦人保護施設 ・助産施設 ・児童家庭支援センター
・児童厚生施設 ・児童自立生活援助事業所 ・子育て支援のための拠点施設 等

3. 補助対象経費
児童福祉施設等の災害復旧事業に要する経費及び事業再開に要する費用（備品・設備等）

4. 交付先
都道府県、指定都市、中核市

5. 国庫補助率
施設整備： 通常(※)1/2 または 1/3（施設種類によって異なる）
※ 激甚災害時においては、激甚法対象施設の国庫補助率が被害額等に応じて $1/2 + \alpha$ または $1/3 + \alpha$ となる。
（別途、激甚法対象外施設の国庫補助率は、予算措置により $1/2 \rightarrow 2/3$ または $1/3 \rightarrow 1/2$ に嵩上げ対象とする）
設備整備： 定額



介護施設等の水害対策の強化(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)

- 千寿園における被害を踏まえ、**新たに介護施設等(広域型を含む)における水害対策の支援メニューを創設**する。
(参考) 広域型を含めた既存施設における水害対策：垂直避難用エレベーター・スロープ・避難スペースの確保等の改修工事等

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

○高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 (※定員のうち要介護3~5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設)	定額補助	○スプリンクラー設備(1,000㎡未満) ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設(300㎡未満) ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設(500㎡未満)	なし

※「等」には、非常用自家発電機設備の設置も含まれる。

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

○高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、**水害対策に伴う改修等**や施設の老朽化に伴う大規模修繕等(※)を促進

施設種別(※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ)	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

○高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)、給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備、**水害対策に伴う改修等**を促進
・非常用自家発電設備(i)、**水害対策に伴う改修等(ii)**

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2	i	なし	総事業費500万円/施設
	自治体 1/4			
	事業者 1/4	ii	なし	総事業費80万円/施設

・給水設備

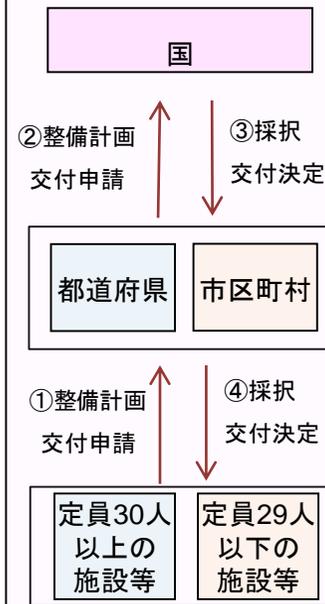
施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2	なし	総事業費500万円/施設
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院	自治体 1/4		なし
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等	事業者 1/4		なし

④ 高齢者施設等の安全対策強化事業

○災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし

補助の流れ



社会福祉施設等施設整備費補助金

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4)

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

- 障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、耐震化整備を推進するほか、非常用自家発電設備・給水設備の整備、水害対策に配慮した施設の改修等を推進する。



次世代育成支援対策施設整備交付金

1. 目的・事業概要

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づく施設整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、耐震化整備に必要な経費について支援を行う。

特別養護老人ホーム千寿園における被害を踏まえ、乳児等が利用する児童福祉施設等に対し、水害対策に要する施設整備の費用の一部を助成する。

事業概要	対象施設			整備内容
①通常整備				
児童養護施設等の整備を実施する。特に、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や、児童相談所一時保護所の環境改善等や市町村における要保護児童等の支援拠点の整備の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・婦人相談所一時保護施設 ・婦人保護施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・産後ケア事業を行う施設 	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備
②耐震化等整備				
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所一時保護施設 ・婦人相談所一時保護施設 ・婦人保護施設 	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備

2. 設置主体 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社（児童館を除く）等

3. 国庫補助率 定額（1/2相当、児童館は1/3相当）